

救助活動における関係機関連携の例



合同調整会議
(活動方針の検討・決定)



現場での活動調整
(安全管理の徹底)



災害情報の共有
(統一地図の作成)



重機を活用した連携活動
(保有装備の活用)

防災基本計画より

第2編 各災害に共通する対策編、第2章 災害応急対策、第4節 救助・救急、医療及び消火活動

○災害発生後、被災者に対し救助・救助活動を行うとともに、負傷者に対し、必要な医療活動を行うこと、必要に応じ消火活動を行うことは、生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

1 救助・救急活動

- (1) 住民及び自主防災組織の役割
- (2) 被災地方公共団体による救助・救急活動
- (3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救助
- (4) 事故災害における事業者による救助・救急活動
- (5) 資器材等に調達等
- (6) 部隊間の活動調整

○ 国〔警察庁，消防庁，海上保安庁，防衛省〕は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急，消火活動等を行えるよう，政府本部，現地対策本部のほか，被災都道府県及び被災市町村の災害対策本部において，活動調整会議等により，効果的な救助・救急，消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所，行方不明者の特定に資する情報，燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。

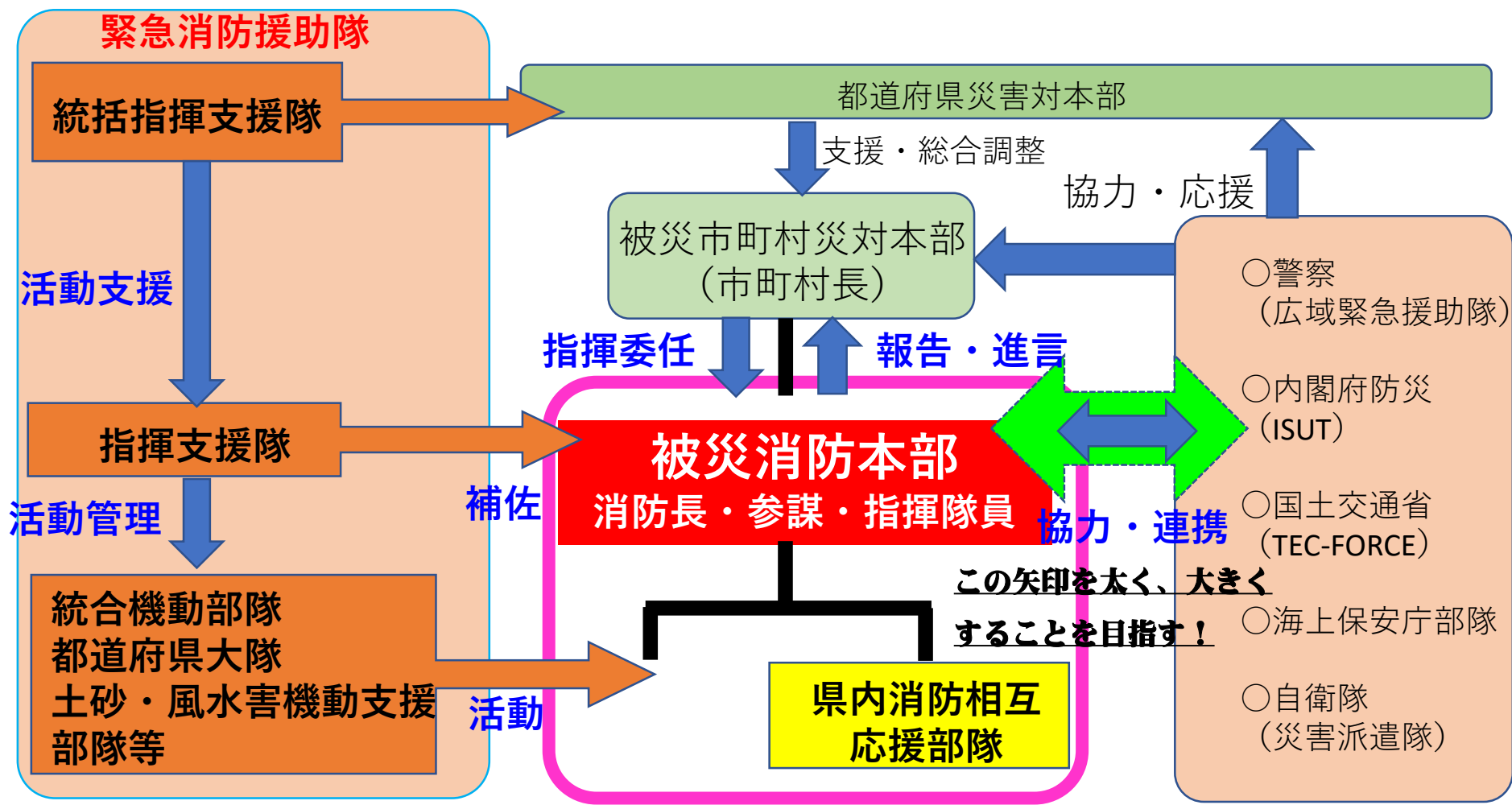
○ 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は，必要に応じて，合同調整所を設置し，活動エリア・内容・手順，情報通信手段等について，部隊間の情報共有及び活動調整，必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また，災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ，連携して活動するものとする。

(7) 部隊の活動支援

○ 政府本部及び現地対策本部は，関係省庁等の協力を得て，警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊活動の安全確保のための専門的な助言等を行う体制を構築するものとする。

○ 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は，警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出，活動を支援するため，排水ポンプ車，照明車，衛星通信車等の派遣，土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言，被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

広域災害における消防本部の一般的な対応（全体図）



関係機関連携の検討のポイント

救助活動現場において、

誰が、誰に、何を

調整連携する事項や各機関の得意分野、
チーム構成、資機材等を知ること

どのようにお願いするのか。
協力連携するのか。

救助人材の調整能力の向上